

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年8月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、標準報酬月額に不自然な箇所があることがわかった。申立期間当時、重い病気をしたこともなく、長期に休んだ記憶も無い。給与は上がることはあっても、下がるようなことはなかった。給料が半額以下になっていれば、記憶しているので、当該期間について標準報酬月額の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、昭和63年10月は30万円、平成2年8月は36万円と記録されているところ、元年10月は14万2,000円と記録されている。

また、企業年金連合会が保管している申立人のA厚生年金基金加入員台帳によれば、申立期間に係る標準報酬月額は当初32万円と記録されていたところ、14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、定時決定の算定対象期間前の平成元年4月1日付けの辞令には、営業所長手当2万円を支給するとの記載があることから、実際の報酬額が低額になったとは考え難い。

また、A厚生年金基金の担当者に照会したところ、「平成14年4月に基金を解散し、企業年金連合会へ記録を移管する前に、国のオンライン記録と社内の書類等と照合した結果、記録が不一致であった場合は、すべて国のオンライン記録の標準報酬月額に訂正した。」との回答を得た上、申立期間当時、B社では、厚生年金保険の定時決定に係る届出書類は7枚複写の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容で社会保険事務所に届出を行っ

ていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成元年10月以降の標準報酬月額を32万円とする旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の平成元年10月改定における訂正前の記録から、32万円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 1084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和54年9月16日に、資格喪失日に係る記録を55年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月16日から55年5月1日まで

私は、昭和54年9月16日から55年5月1日までの期間にA社において厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、C企業年金基金から提出された人事記録及び厚生年金基金加入員番号払出簿並びにD健康保険組合から提出された健康保険加入証明書から判断すると、申立人が申立期間にA社において継続して勤務し（昭和54年9月16日にE社からA社に異動、55年5月1日に同社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C企業年金基金が保管している標準報酬月額の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月から55年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 5 年 2 月 1 日まで
私はA社に、昭和 60 年 7 月から平成 7 年 9 月まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録では、昭和 63 年 10 月 1 日から平成 5 年 2 月 1 日までの期間が未加入となっている。その間は、国民健康保険に加入したことも無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社で勤務していた複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、A社は平成 8 年 4 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、閉鎖登記簿謄本により判明した当時の役員に照会を試みたものの、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録は、昭和 60 年 7 月 1 日資格取得、63 年 9 月 30 日離職、平成 5 年 2 月 1 日資格取得となっており、申立人のオンライン記録と符合している。

加えて、申立人のA社のオンライン記録において、昭和 63 年 10 月 1 日の資格喪失の際に、健康保険被保険者証が同年 10 月 14 日付けで返納された記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月から同年 9 月まで
② 昭和 47 年 9 月から 49 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は大型トラックの運転手として申立期間①にA社（現在は、B社）で勤務し、申立期間②にC社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社に在籍していた同僚に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、当該同僚は「自分の仕事はトラックの運転手だったが、試用期間が3か月から半年くらいあった。」と供述していることから、申立期間①当時、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に、厚生年金保険の加入状況について照会したものの、申立期間①当時の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、D厚生年金基金に照会したところ「B社は当基金設立時から加入しているが、申立人の加入員記録は無い。」と回答している。

その上、申立期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、当時、C社に在籍していた複数の同僚（申立人が記

憶している同僚を含む。)に照会したところ、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの同僚からは当時のC社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、C社に、厚生年金保険の加入状況について照会したものの、申立期間②当時の同社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1087 (事案 548 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から28年12月1日まで
② 昭和29年2月1日から31年5月20日まで

前回、A社及びB社で勤務していた申立期間については、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けたが、私は脱退手当金の請求をB社に委任しておらず、社会保険事務所(当時)に直接請求もしていないため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年5月の前後5年程度の期間内に資格喪失した者28人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人に脱退手当金の支給記録があり、うち10人が資格喪失日の6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年6月23日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月27日付け年

金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「社長には退職した後も仕事をしたい旨伝えていたので、事業主が脱退手当金の手続をするはずはない。私は脱退手当金の請求を会社に委任していないし、社会保険事務所に直接請求もしていない。」と主張しているが、閉鎖登記簿謄本により判明したB社の元代表取締役は既に他界しており、当時の資料は残っておらず、当時の状況を確認することはできない上、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年9月30日まで
② 昭和23年4月30日から同年10月1日まで

申立期間①について、乗船証明書からもわかるように、A丸に乗船していた。申立期間②について、船員手帳は、船主Bの雇入年月日は昭和23年4月30日、雇止年月日は同年10月30日となっており、C丸に乗船していた。しかし、船員保険の記録では同年10月1日からの加入記録になっている。申立期間について船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された当時の船舶所有者の妻による乗船証明書から申立人がA丸に乗船していたことが推認できる。

また、申立期間②について、申立人から提出された船員手帳により申立人がC丸に乗船していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時、A丸及びC丸は船員保険の適用事業所とはなっていない上、申立期間当時の船舶所有者は他界しており、申立人の申立期間に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人の記憶している複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人は、「申立人とは昭和23年5月からD丸と一緒に乗船していた。」と供述しているが、当該同僚は、申立期間に係る船員保険の加入記録は無い。

なお、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁が

あらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険に加入していたこととはならない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月17日から同年11月1日まで

私は昭和25年8月にA社に入社し、28年8月に同社B出張所が開店したため転勤したが、退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には3か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの申立人が同社B出張所に転勤したことは推認できる。

しかしながら、A社B出張所の同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、A社B出張所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日に申立人及び申立人が記憶している同僚2人を含む9人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は昭和41年10月3日付けでC社に名称変更しているため、同社の閉鎖登記簿謄本により判明した代表取締役等に照会したものの、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から25年5月まで
② 昭和26年10月から27年10月まで

申立期間①について、私は、昭和23年3月末に中学校を卒業した後、叔父の紹介で同年4月にA社へ入社し、25年5月まで勤務していた。申立期間②について、26年9月から27年10月までB社（現在は、C社）に勤務していた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、閉鎖登記簿謄本により判明したA社の当時の代表取締役等に照会したものの、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関係資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は当時の同僚の名字しか記憶していないため、本人を特定することはできず、連絡先も不明である上、B社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C社に照会したところ、「当時の代表取締役は他界している上、資料が残っていないため不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 46 年 9 月まで

申立期間は、A社に勤め、機械の点検、修理をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務地の近隣にあったとしているB店に照会したところ、当時、申立人が記憶している場所にA社があったと供述していること、及び申立人の供述から判断すると、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人が勤務していたとする事業所はサービス業に該当する業種であり、申立期間当時、厚生年金保険法に基づく適用事業所の業種には該当しておらず、社会保険庁長官（当時）の認可を受けて適用事業所となることのできる事業所であるが、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、A社の元事業主は既に他界しているため、後継会社であるC社に照会したところ、「A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間におけるA社の同僚であるとしている3人のうち、2人については名字しか分からず、もう1人についてはオンライン記録に同姓同名の者が900人以上いるため、本人を特定することができないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間について、申立人のA社における雇用保険の加入記録が無い上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から同年 11 月 5 日まで
② 昭和 43 年 12 月 29 日から 44 年 4 月 1 日まで

A社に、昭和 43 年 5 月ごろに入社し 1 年間ぐらい勤務していた。被保険者記録照会回答票では 1 か月の記録しかないことになっているが納得いかないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、オンライン記録から、当該事業所において申立人と同日（昭和 43 年 11 月 5 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が 6 人確認できるところ、その同僚のうち 2 人から、「資格取得日以前に採用されている。」との供述があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 42 年 10 月 26 日資格取得）から*番（昭和 43 年 11 月 5 日資格取得）までを調査したが、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、A社は、昭和 43 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当該期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 26 日から 46 年 1 月 29 日まで
② 昭和 46 年 3 月 16 日から 47 年 4 月 6 日まで

社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人が脱退手当金支給に係る事業所を退職した直後の昭和 47 年 5 月 19 日付けの社会保険事務所の受付印が押され、その約 2 か月後の同年 7 月 20 日付けでの脱退手当金の支給決定を示す小切手交付済印が押されている上、申立人の脱退手当金支給決定伺についても、当該社会保険事務所において適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 47 年 7 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月

私は申立期間について、事業所から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていると認識していたが、厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていた認識があるにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていないことに対して疑問があるとしている。

しかし、A社から、「申立人に係る平成16年夏期賞与については、申立人が、支給対象期間である平成15年9月1日より16年3月31日まで休暇中であつたことから支給していない。」との回答があり、同社から提出のあつた勤務表においても、当該期間は休暇中であつたことが確認できる。

また、当該事業所から提出のあつた平成16年分の賃金台帳には、同年6月分の賞与に関する記載が無い上、同台帳による社会保険料等控除額の年間合計額と、市役所から提出のあつた申立人の平成17年度（平成16年分）課税証明書及び給与支払報告書に記載されている社会保険料等控除額の年間合計額が一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。